

議案第 2 号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市行政区画審議会条例の廃止)

第 1 条 川崎市行政区画審議会条例（昭和 46 年川崎市条例第 36 号）は、廃止する。

(川崎市市民ミュージアム条例の一部改正)

第 2 条 川崎市市民ミュージアム条例（昭和 62 年川崎市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条を削り、第 22 条を第 21 条とする。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

第 3 条 川崎市岡本太郎美術館条例（平成 11 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

(川崎市大山街道ふるさと館条例の一部改正)

第 4 条 川崎市大山街道ふるさと館条例（平成 4 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条及び第 19 条を削り、第 20 条を第 18 条とする。

(川崎市男女共同参画センター条例の一部改正)

第5条 川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）

の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市青少年問題協議会条例の一部改正)

第6条 川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号）の一

部を次のように改める。

第3条第3項を削り、同条第4項中「副会長1人」を「会長及び副会長各1人」に改め、同項を同条第3項とする。

(川崎市立労働会館条例の一部改正)

第7条 川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）の一部を次

のように改正する。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

(川崎市生活文化会館条例の一部改正)

第8条 川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）の一部を次

のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市社会福祉審議会条例の一部改正)

第9条 川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）の一部

を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。

第7条第1項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く」を「審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を

置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する」に改め、同項に次の表を加える。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

第7条第2項及び第3項中「及び老人福祉専門分科会」を「、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会」に改める。

(川崎市葬祭条例の一部改正)

第10条 川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「市の」を「市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の指定をしようとするときは、川崎市市民葬儀運営協議会の意見を聴くものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(市民葬儀運営協議会)

第16条 前条第3項に定めるもののほか、同条第1項に規定する市民葬儀の運営に関する事項について調査審議するため、川崎市市民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

第 1 1 条 川崎市総合教育センター条例（昭和 6 1 年川崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 総合教育センター運営委員会（第 1 5 条）

第 6 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）」

を

「第 5 章 雑則（第 1 5 条・第 1 6 条）」

に改める。

第 5 章を削る。

第 6 章中第 1 6 条を第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とし、同章を第 5 章とする。

（川崎市市民館条例の一部改正）

第 1 2 条 川崎市市民館条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 2 1 条とする。

（川崎市立図書館設置条例の一部改正）

第 1 3 条 川崎市立図書館設置条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

（川崎市教育文化会館条例の一部改正）

第 1 4 条 川崎市教育文化会館条例（昭和 4 2 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 2 1 条とする。

（川崎市青少年の家条例の一部改正）

第 1 5 条 川崎市青少年の家条例（昭和 6 3 年川崎市条例第 2 2 号）の一部を

次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

(川崎市少年自然の家条例の一部改正)

第 16 条 川崎市少年自然の家条例（昭和 52 年川崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

(川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部改正)

第 17 条 川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成 3 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条及び第 16 条を削り、第 17 条を第 15 条とする。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

第 18 条 川崎市青少年科学館条例（昭和 46 年川崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

第 19 条 川崎市立日本民家園条例（昭和 42 年川崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

(川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正)

第 20 条 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成 20 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

(2) 第3条の規定 平成27年6月1日

(3) 第19条の規定 平成27年7月1日

(4) 第7条の規定 平成28年4月1日

(5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

(6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年

6月1日

(7) 第6条の規定 平成28年9月1日

(8) 第5条の規定 平成28年10月1日

(9) 第8条の規定 平成28年11月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正後の川崎市葬祭条例第16条第1項の規定により設置される川崎市市民葬儀運営協議会に相当する合議体（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により川崎市市民葬儀運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

附属機関の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

**改正**

平成5年3月26日教育委員会規則第6号

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成24年3月19日教育委員会規則第3号

平成25年3月28日教育委員会規則第8号

川崎市青少年科学館協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市青少年科学館条例(昭和46年川崎市条例第24号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づく川崎市青少年科学館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第16条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

**第2条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行なう。

5 会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、会長の職務を行なう。

(招集)

**第3条** 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(議事)

**第4条** 協議会は、会長及び在任委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議会の庶務)

**第5条** 協議会の庶務は、川崎市青少年科学館において処理する。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則 (平成24年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**改正**

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

平成24年3月19日教育委員会規則第3号

川崎市市民館運営審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づく市民館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第21条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区内に設置された学校の長
- (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、当該施設において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**改正**

平成2年3月30日教育委員会規則第2号

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

平成24年3月19日教育委員会規則第3号

川崎市教育文化会館運営審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づく川崎市教育文化会館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第21条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 川崎区内に設置された学校の長
- (2) 川崎区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 川崎区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 川崎区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、当該施設において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則** (平成2年3月30日教委規則第2号抄)

(施行期日)

1 この改正規則は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**改正**

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成24年3月19日教育委員会規則第3号

川崎市立図書館協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市立図書館設置条例(昭和25年川崎市条例第32号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づく川崎市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は川崎市の図書館運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

(選出区分)

**第2条の2** 条例第3条第3項の委員の選出区分は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に設置された学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

**第5条** 協議会の庶務は、中原図書館において行う。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成24年3月19日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**改正**

平成17年11月25日教育委員会規則第25号

平成20年3月12日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第5号

川崎市青少年の家運営協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく川崎市青少年の家運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第2条** 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って

定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成17年11月25日教委規則第25号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月12日教委規則第3号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月30日教委規則第5号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。